

令和4年度〔第4四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

商工観光労働部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠法令 ※1	適用 類型 ※2
高等技術専門校	離職者等再就職訓練事業(長期高度人材育成コース)	委託訓練(保育士養成科)(4月開講) 単価契約	令和5年2月8日 ~ 令和7年12月27日	学校法人松翠学園	18,200,000	児童福祉法第18条の6第1号に基づく指定保育士養成施設であり、法令等の規定により相手方が特定されるものであるため。 * 債務負担行為を含む契約	2	1
高等技術専門校	離職者等再就職訓練事業(長期高度人材育成コース)	委託訓練(介護福祉士養成科)(4月開講) 単価契約	令和5年2月8日 ~ 令和7年12月22日	社会福祉法人華頂会	16,035,200	社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号の規定に基づく介護福祉士養成施設であり、法令等の規定により相手方が特定されるものであるため。 * 債務負担行為を含む契約	2	1
高等技術専門校	離職者等再就職訓練事業(長期高度人材育成コース)	委託訓練(栄養士養成科)(4月開講) 単価契約	令和5年2月8日 ~ 令和7年12月29日	学校法人純美禮学園	12,474,920	栄養士法の規定による栄養士の養成施設であり、令和5年度委託訓練年間実施計画に定める訓練期間で栄養士免許の取得が可能な民間の教育訓練機関であり、かつ実施地域区分において令和5年4月から訓練が実施可能な民間教育訓練機関は当該相手方のみであるため。 * 債務負担行為を含む契約	2	3イ
高等技術専門校	離職者等再就職訓練事業(長期高度人材育成コース)	委託訓練(保育士養成科)(4月開講) 単価契約	令和5年2月8日 ~ 令和7年12月29日	学校法人純美禮学園	11,474,840	児童福祉法に基づく指定保育養成施設であり、令和5年度委託訓練年間実施計画に定める訓練期間で保育士資格の取得が可能な民間教育訓練機関であり、かつ実施地域区分において令和5年4月から実施可能な民間教育訓練機関は当該相手方のみであるため。 * 債務負担行為を含む契約	2	3イ